新会計基準の問題点

自己資本比率規制が地域経済に与える悪影響

黒田朗 平成14年8月27日

(目次)

I	問題設定と分析の前提	1
	銀行規制の法務	
	金融ビッグバンと新会計制度の評価	
(:	参考文献)	13

I 問題設定と分析の前提

(問題設定)

1990年代のバブル崩壊は、我が国の金融機関「に多額の不良債権を発生せしめ、我が国に深刻な金融危機をもたらした。特に 1997年以降、北海道拓殖銀行(拓銀) 日本長期信用銀行(長銀) 日本債権銀行(日債銀)などの大型破綻が続発した。これらの銀行については、すでに北洋銀行・中央信託銀行(1998年11月) 新生銀行(2000年3月発足) あおぞら銀行(2002年9月発足)が、その資産を引き継いで今日に至っている。こうした深刻な金融危機の状況下にあって、我が国の企業会計制度の欠陥が指摘され、金融ビッグバンの一環として、(図表1)に示すとおり、2000年3月から新会計基準の適用が次々に具体化した。本稿の狙いは、金融ビッグバンおよび会計ビッグバンの意義を不良債権処理の会計に焦点を当て考察することである。第一に、不良債権処理の前提となる会計制度の論点を整理する。第二に、銀行の会計処理に関する法制を整理する。本来であれば信用金庫、信用組合、農林系などすべての預金金融機関を考察対象とすべきであるが、本稿では考察の出発点として銀行法制を対象とした。第三に、不良債権処理の手続きを概観し論点を整理する。最後に、金融ビッグバンおよび会計ビッグバンの意義を考察する。

(利害関係人)

会計とは、企業活動の実体(らしきもの)を記録、計算、報告するものである。例えば、会社の利益額が多額であれば、それに応じて多額の納税を義務付けられる。反対に、法人の純資産額がマイナス(債務超過)であれば、債権者等の利益を守るために破産宣告が行われる²(民法 70条 1 項、81条 1 項)。黒字か赤字か、債務超過か否かの判定は、会計方法に左右される。会計は、そもそも人間が形成した制度である。そして、この制度に基づい

¹ 金融機関とは、本稿においては、預金保険機構に(強制)加盟している預金受入金融機関 を指す。

²「民法 70 条 法人力其債務ヲ完済スルコト能ハサルニ至リタルトキハ裁判所ハ理事若クハ債権者ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ破産ノ宣告ヲ為ス」

て行われる会計が、納税額の決定や破産宣告の可否を決定する。すなわち、会計は関係者間の利害調整と言う一定の社会的な役割を果たす(遠藤 1990:4)。利害関係人となるのは、(図表 2)に示したように、国家(徴税者)と国民(非徴税者)、株主・債権者と商人(会社)、投資者と証券取引所上場企業、預金者・債務者と銀行などである。

国家は、国民から所得税、法人税等を徴収する(憲法 30 条)。ただし、徴税は法律に則って行なわれねばならない。これを租税法律主義と言う。 商人(会社)は、商業帳簿の作成を義務付けられる(銀行は株式会社である)。商業帳簿は、商人が営業上の財産状態を明らかにするために作成する帳簿で、会計帳簿および貸借対照表からなる(商法 32 条)。特に、株式会社については、貸借対照表、損益計算書、営業報告書、利益処分計算書及び付属明細書を作成し、取締役会の承認を受けなければならない(商法 281 条 1 項)。さらに、計算書類とその付属明細書については、監査役の監査を受けなければならない(商法 281 条 2 項;商法特例法 2 条 4)。なお、会社の計算については法務省が詳細な「計算書類規則」」を定めている。 証券取引所上場企業は、内閣総理大臣宛に有価証券報告書を提出することが義務付けられている(証券取引法 24 条)。有価証券報告書の作成方法については「内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従って定める用語、様式及び作成方法(大蔵省令、財務諸表規則6)」により作成しなければならない(証券取引法 193 条)。なお、証取法 193 条が規定する公正妥当な方法とは、企業会計原則を指すと理解されている(遠藤・成田 1990:70)。 銀行については後述する。

本稿との関係で重要なのは、自己資本比率算出の前提となる資産の評価方法である。流動資産(棚卸資産)については、原価または時価による(前田 1999:449)7。ただし、時価が著しく原価(取得価額)に比べて低下した時は、時価を採用しなければならない(商法34条1項)。固定資産については、原価主義を採用しており、さらに、相当額の減価償却を行うこと、減損が発生した時はそれ相応の減損を行うことを定めている(34条2項)。また、金銭債権については、回収不能見込み額について相当額を減額する(貸倒引当8を行う)こととしている(34条3項)。以上が商業帳簿の原則であるが、株式会社については、34条

 $^{^3}$ 「会計はこれらの利害の対立の調整のために、人間によってつくられた制度の一つであると考えられる」(遠藤・成田 1990:10、原典は黒沢清『近代会計の理論』白桃書房 1955:34)。

^{4 「}株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」(1974年4月2日公布)は、大会社を、資本の額が5億円以上または負債の額が200億円以上の会社(2条)、小会社を、資本の額が1億円以下の会社でかつ負債の額が200億円未満の会社(22条)と区別して規定している。監査の手続きは、大会社、中会社、小会社によって異なる。

^{5 「}株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び付属明細書に関する規則」(通称 「計算書類規則」法務省令 1963 年 4 月 1 日施行)。

^{6「}財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(財務諸表規則)(1963年大蔵省令)

⁷ 前田は、流動資産については原則、原価主義となっていると説明している(1999:449)。 しかし、1999 年 8 月 13 日(法律 125 号によって)原価または時価の選択式と改められた。 我が国商法は、永年の伝統を捨て原価主義に歩み寄った。

⁸ 金銭債権については「其ノ債権金額ヨリ取立ツルコト能ハサル見込額ヲ控除シタル額ヲ超 ユルコトヲ得ズ」(商法 34 条 3 項)。

1 項および 3 項の適用が排除され (285 条) 替わって商法 285 条の 29、4 ないし 7 が適用される10。その趣旨は、金融資産に関する時価会計の導入(前田 1999:447)11である。また、土地についても時限立法によって一回限りの時価評価 (緊急措置)が認められている。わが国のこうした時価評価導入に対しては、根本的な疑問が出されている(田中 1999: 94-99)。それは、会計基準の変更によって見せ掛け上の銀行自己資本比率を引き上げる政治の道具に過ぎない (田中 1999: 212-213)。

(租税の確定決算主義)

内国法人は、確定した決算に基づき、課税標準である所得金額及び法人税額を記載した 申告書を提出しなければならない(74条1項)。このように、商法上の確定決算に基づき課 税する税法原理を確定決算主義と言う(遠藤・成田 1999:83)。 我が国は、このようにドイツ 法の系統を引く確定決算主義によっている。その結果、実務上および立法上、商法会計は 税務会計との一体性を求められる (遠藤・成田 1999:85-85)。 言い換えれば、商法会計は税 務会計に追随し、証取法の会計は商法に追随することになる12(遠藤・成田 1999:72-73;若 杉 1984:9)。このような考えに対して、他方では、企業会計原則は、商法会計、証取法会計 及び税務会計を含む我が国制度会計全体における会計処理の基本原則として尊重され、会 計行動の規範としての位置付けを持つとする考え方(若杉 1984:28)が存在する。会計ビッ グバンと称される新会計基準の設定は、証取法の穴を埋める役割を果たしている(遠藤・成 田 1999:74) ことは認められるが、それを我が国会計行動の規範と評価するのは行き過ぎで あろう。なお、租税法学者松沢は、会計の議論が税法の外で議論されることを租税法律主 義の弛緩として戒めている(松沢 1983:70)。 ちなみに、アメリカの税務は独立型であり、 企業会計とは別個に行なわれる13。日本の納税方式は、アメリカ同様に申告納税方式である が、アメリカでは立証責任(burden of proof)は納税者にあるとされるに対し、日本では 一般的に税務当局にある(加藤 2000:373)。税務に関して述べれば、アメリカは性悪説(大

_

⁹ 商法 285 条の 2 「流動資産二付テハ其ノ取得価額又ハ製作価額ヲ附スルコトヲ要ス 但シ時価ガ取得価額又ハ製作価額ヨリ著シク低キトキハ其ノ価格ガ取得価額又ハ製作価額迄回復スルト認メラルル場合ヲ除クノ外時価ヲ附スルコトヲ要ス」

¹⁰ 商法 285 条の 4「金銭債権二付テハ其ノ債権金額ヲ付スルコトヲ要ス但シ債権金額ヨリ高キ代金ニテ買入レタルトキハ相当ノ増額ヲ、債権金額ヨリ低キ代金ニテ買入レタルトキ其ノ他相当ノ理由アルトキハ相当ノ減額ヲ為スコトヲ得。同上第2項前項ノ場合ニ於テ金銭債権二付取立不能ノ虞アルトキハ取立ツルコト能ハザル見込額ヲ控除スルコトヲ要ス。同上第3項第一項ノ規定ニ拘ラズ市場価格アル金銭債権ニ付テハ時価ヲ付スルモノトスルコトヲ得」

^{11 1999} 年商法改正により、金銭債権、社債その他の債券および株式で市場価格のあるものにつき、時価評価を許容する旨の規定が設けられた(前田 1999:447)。

¹² 商法上の会計監査と証取法上の会計監査の一元化が形成されている。この枠組みでは先ず商法に合致しているか否かの適法性監査の会計監査が行われ、次に「一般に構成妥当と認められる企業会計の基準」に従っているか否かの適正監査が行われることになる。

¹³ 確定決算主義は、元来ドイツ法からとられた規定である。これに対してアメリカでは、 財務諸表と関係なく課税所得を計算する税務申告書独立型の方式をとっている。

きい政府) 日本は性善説(小さい政府)と言えよう。

後に述べる不良債権処理に関しても、当然ながら、商法会計、証取法会計、税法会計の 三者の間に差異が生ずる。企業会計原則・基準は法制ではない。それは商慣習であり、解 釈の基準となるものである。しかも、グローバルスタンダードを追いかける我が国 3000 有 余の上場企業にとっての会計原則・基準¹⁴である。法と商慣習の優位性をめぐる論争につい て言えば、鈴木・竹内(1994:328)が述べるように、双方に理がある。要は、それぞれの 利害関係人がグローバルスタンダード(アメリカ方式)を擁護するか、日本固有の地域性 を擁護するかの問題であり、双方の立場は相対的なものであると考える。

(企業会計原則の位置づけ)

商法 32 条 2 項は「商業帳簿ノ作成二関スル規定ノ解釈二付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」と定めている。ところで、公正なる会計慣行とは何を指すか。企業会計原則は、商法によって斟酌されるべき公正なる会計慣行の一つの要約と考えられる(遠藤・成田1999:73)。すなわち、企業会計原則は、商法の規定することの出来ない細かな会計処理、たとえば棚卸資産の評価についての個別法、先入れ先出し法などの計算方法、減価償却についての定額法、定率法などについて、商法計算規定の商法の解釈にあたって参考とされるべきものである。しかし、それはあくまで会計慣行の一つに過ぎず、「これ以外にも公正な会計慣行がありうることは否定できず、…企業会計原則によらないことも可能である」(鈴木・竹内1994:329-330)。つまるところ、会計原則の役割は限定的なもので、商法に対する補助的な役割を担う(遠藤・成田1999:74)と考えるべきであろう。後に述べる金融検査マニュアルも商法及び証取法が認める公正なる会計慣行と見なされる(須藤2002:5月号54ページ)。なお、企業会計審議会(事務局は金融庁)がこれまで企業会計原則・基準の設定を行ってきたが、今後は2001年7月に設置された企業会計基準委員会15が、その任務に当たる。

Ⅱ 銀行規制の法務

(銀行の指導から監督へ)

「銀行業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない」(銀行法4条)。さらに、「銀行は、資本の額が政令で定める額以上の株式会社でなければならない」(5条)。銀行は、このように株式会社として法人格を有し、かつ総理大臣免許を有するものであり、その公共性(1条)のゆえに、政府の厳しい指導、監督のもとにおかれる(24~29条)。最近、銀行の情報公開や自主的経営・自己責任が唱えられるが、これは金融行政

^{14 「...(}アメリカの)会計原則は、独占資本の要請によって企業会計の実践を合理化し、理論化するためのものであるから、資本主義経済における企業会計制度のもつ独自の性格と問題点を反映している...。」(遠藤・成田 1990:19)。

¹⁵ 企業会計基準委員会の事務局は、公益法人財団法人財務会計基準機構。住所は港区赤坂。 同 HP より。

の行き詰まり(山地 2000:3-4)を反映するもので、小さい政府でも規制緩和でもない。金融庁設置に見られるように、銀行経営に対する干渉は一段と強まっている。自主性尊重が建前であっても、銀行が大蔵省(現在は金融庁)の指導に従わないことは、現実には不可能である。内閣総理大臣は、銀行の業務を監督し、業務改善命令ないし業務停止命令を出す権限を保持する(26、27条)。さらに、取締役や監査役の解任を命ずることができる(26条)。

銀行の決算については、別に銀行業の決算経理基準が定められている(「銀行業の決算経理基準 16 」)。そのほか、銀行は所定の「業務報告書 17 」を作成し、これを内閣総理大臣に提出しなければならない(銀行法 19 条)。また、政令の定めるところに従って、リスク管理債券等に関するディスクロージャー 18 を行なわなければならない(銀行法 21 条)。

(自己資本比率規制の法制)

自己資本比率規制は、まず英国で本格化した。1979年の英国銀行法が、銀行の適正自己資本 capital adequacy に関するガイドラインを設け、イングランド銀行がこれによって銀行のバランスシート規制を行うようになった(櫻田 2000:69)。続いて、米国においても自己資本比率19によって銀行経営の健全性を判断する措置20が、1981年12月に採られた(櫻田 2000:69)。続いて、1983年に成立した米国の国際貸出銀行法 International Lending and Supervision Act は、国際業務に従事する各国銀行に自己資本の強化を求め、このことが、各国の自己資本比率規制に法的根拠を与えることになった。こうして、米英の銀行監督当局は、自己資本比率規制によって銀行行動を監視する基本的手法を確立した(櫻田 2000:69)。1986年には、米国自体がリスクウェイト(加重)方式による自己資本比率を採用、1987年には日米英の3カ国で加重方式による自己資本基準に合意、この手法が先進国間のBIS 基準として1988年に国際的な合意を得ることになった(櫻田 2000:70)。

我が国でも、こうした国際情勢を踏まえ、1981年に銀行の自主性尊重と情報公開を謳った改正銀行法が公布された。この改正は、金融制度の国際化と国債発行増に対応するためのものであった(澤邊 2000:25)。さらに 1986年には、金融の国際化・自由化の一層の進展に伴い、 預金保険制度の強化、 自己資本比率指導の抜本的改革及び ディスクロージャーの拡充が行われた。 は預金者の取り付け騒ぎに対応するもの、 は、リスク増

18 1981 年の銀行法改正でディスクロージャーが規定されたが、具体的な開示項目の明示がなかった。そこで 1987 年 7 月に全銀協が統一開示基準を制定した(銀行法 21 条)。金融システム改革法の制定に伴い、1998 年 12 月にディスクロージャー基準が大蔵省令、総理府令によって法定された。これに伴い、全銀協の統一基準は廃止された。全銀協 HP(御崎良雄「ディスクロージャーの見方」全銀協企画広報室長)による。

^{16 (}銀行業の決算経理基準)。

¹⁷ 業務報告書

¹⁹ 貸借対照表上の自己資本に貸倒引当金を加えたプライマリーキャピタルと総資産の比率をもって自己資本比率とした。

²⁰ この措置は、中南米諸国や国内石油業者への過剰貸付によって、アメリカ銀行経営の健全性が当時問題とされたことへの対応策であった(櫻田 2000:69)。

大の環境下で、銀行経営の健全性を確保するためのものである(澤邊 2000:29-31)。続いて、1988年の BIS 合意を踏まえ、1993年には「銀行の自己資本比率基準²¹」が定められた。自己資本比率基準に基づく金融行政は、1998年 10月公布の「金融機能早期健全化法」²²によって 1999年 3月から施行された。これを早期是正措置と称する。

(公的資金による資本増強と破綻処理)

1998 年、政府は、金融危機回避のために「金融機能安定化法」²³(2月)を制定し、同年3月21行に対して自己資本比率引上げのため1.8兆円の公的資本注入を行った。さらに同年10月に「金融機能早期健全化法」の制定を行って翌1999年3月15行に対して7.5兆円の公的資本注入を行った。その後の公的資本の注入は、(図表3)に示すとおり、1999年度6行5450億円、2000年度8行4850億円と減少したものの、注目すべきは、(図表4)に示すとおり、破綻銀行数が激増している点である。

破綻処理に当たっては、以前は大蔵省の裁量によって引受銀行に破綻銀行を吸収させる方法が取られていた。しかしながら、バブル崩壊によって銀行経営が全般的に悪化して以降、公的資金投入なしで引き受け先を探すことは難しくなった。1992年には、伊予銀行による東邦相互銀行の救済にあたって歴史上初めて預金保険が適用された。特に住専処理では国会が紛糾し、大蔵省の裁量行政が、奉加帳方式だと非難された。こうして次第に、拓銀の例が示すように、大蔵省日銀の指導力をしても、破綻銀行の引受先は容易に見つからなくなった。その後金融破綻はますます増加し、預金保険の発動が常態化した。預金保険機構による1992年以降2002年初めまでの資金援助総額累計は24兆円、合計127件に及んでいる(図表4)。

なお、公的資本注入を受けた金融機関は、総理大臣に経営健全化計画を提出しなければならない(金融機能早期健全化法 5 条)。この経営健全化計画には、「経営の合理化のための方策」等のほかに、役員数、従業員数、店舗数の削減状況、役員の報酬や賞与の抑制状況など「リストラの状況」が含まれる。

新式金融行政に伴って発生する事務負担は、金融機関にとっては後ろ向き業務である。 特に中小規模金融機関にとっては、金融庁受検、分類作業、不良債権処理、ディスクロージャー、公的資本申請、経営健全化計画作成などの事務負担増が、本来の金融業務(中小企業の支援)を圧迫していると推測される。多国籍企業や大手銀行が欲するグローバル(アメリカン)スタンダードの会計を中小規模金融機関に適用するのは、中小企業と地域経済に犠牲を強いるものであり弊害が余りに大きい。

 23 「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」(平成 10 年 2 月 18 日公布、同日施行、10 月 16 日廃止)

^{21「}銀行法第14条の2の規定に基づく自己資本比率基準(大蔵省告示1993年3月31日)。 22 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」(平成10年10月22日公布、 翌23日施行)

(検査監督行政への移行)

住専処理に一応の目途を付けた村山首相は、人心一新を理由に退陣し、後継を自民党の橋本に譲った。1996年1月に誕生した橋本首相²⁴は、96年11月行政改革会議を立ち上げ、自ら会議を主宰した。また、同年11月には金融ビッグバンへの着手を発表した。そして同年12月には、大蔵省から検査監督機能を分離し総理府に専門機能を設置する旨、自社さ間で合意したと伝えられた²⁵。こうして(図表5)に示すとおり、1998年6月には、大蔵省にあった金融検査部、銀行局、証券局が廃止され、これらの権限が金融監督庁(橋本首相)に移された。金融監督庁は、大蔵省のほかにも法務省、検察庁から人材を集め400名の陣容で発足した。半年後、金融監督庁は新たに設置された金融再生委員会(柳沢委員長)の下に置かれ、2001年1月に金融庁(柳沢大臣)となった。現在、約1000名の組織で、公正透明な行政、金融機関の自主的経営および自己責任原則を理念としつつ、検査・監督型の行政を進めている。金融庁は、破綻処理、資本増強のほか、早期是正措置(1998年4月)、検査マニュアル作成(1999年7月)などを主宰した。アメリカから導入された新型行政は、性悪説に基づくもので、性善説に立つ我が国地域社会の商慣習、金融慣行、組織金融に対立するものである。

Ⅲ 自己資本比率の算定と不良債権の把握

(銀行の自己資本比率の算式)

自己資本比率の算出は、早期是正措置行政(監督検査型行政)の大前提である。自己資本比率は、次の算式で表される。

自己資本比率 = [(自己資本等)÷(リスクアセット)]×100>8%

海外営業拠点を有する金融機関にあっては、上記比率が8%未満(国際統一基準)であれば是正措置が命ぜられる。海外営業拠点のない金融機関にあっては、上記比率が4%未満(修正国内基準)であれば是正措置が命ぜられる。以下、国際統一基準の例で説明する。当然ながら、分子が大きくなるか、あるいは、分母が小さくなれば、比率は上がる。すなわち、自己資本比率引上げには、資本増強あるいは貸出金の縮小が必要である。

まず分子を説明する。分子は、基本的項目 TierI(資本金、剰余金、公的資本等)と補完 的項目 TierII(有価証券含み益、土地再評価益等)によって構成される。分子 TierI には、 (図表4)に示すとおり、 優先株式が含まれる。そのほか、 「その他有価証券(直ち に売却を予定しない有価証券)」が含まれる。これは、固定資産に計上する投資有価証券で、 期末に時価評価を行い評価差額を損益に計上せず資本勘定に直接計上する(金融商品会計

²⁴ 金融危機が深刻化表面化したのは、自社さ連立の村山政権の時であった。とくに住専処理問題をめぐって国会は紛糾し、村山首相は、住専処理案の閣議決定後、人心一新を理由に辞職した。後継橋本内閣の三塚蔵相(1996年11月) 松永蔵相(1998年1月)が、金融ビッグバンと大蔵省の分割を実行する。

²⁵ 田中昌義「市場の独立審判金融監督庁、なれ合い行政脱却へ」(東京読売夕刊 1998 年 5 月 8 日)。

基準)。TierII のうち、 永久劣後債、永久劣後ローン、期限付き劣後債、期限付き劣後ローンは、公的資金である。そのほか、 有価証券含み益、 土地再評価益、 貸倒引当金が、分子に加えられる。金融商品会計基準は、 有価証券含み益(45%相当額)について、損益に計上した上で負債科目に計上するとしている。 土地の含み益(45%相当額)は、1998年の議員立法による法改正26で認められた。 ともに45%相当額に限定されているのは、実際に換金する際に法人税を55%支払うことを想定している。すなわち、税引き後の含み益分を認めるという趣旨である(行本1998:84)。含み益を認める措置は、金融機関に対して有利に働くもので、早期是正措置に間に合うように準備された。 貸倒引当金については、一般貸倒引当金に限り認められる。そもそも、商法34条等に規定する資産評価の基本原則は、債権者の利益を守る保守的評価であった。しかしながら、 はいずれも自己資本比率(の見せ掛け上の)引上げのために取られた政策的な評価方式変更である。

について述べれば、1998年3月期の銀行決算から、上場株式等の評価を低価法から原価法に変更できるようなった(銀行業の決算経理基準27)。すなわち、前期の帳簿価額をそのまま用いて良いことになった。その結果、株価が下落しても自己資本は減少しない。見せ掛けを良くするための変更である。東京三菱、三菱信託など一部銀行を除き、大半の金融機関が低価法から原価法に変更した(行本1998)。ただしこの措置は、金融危機に対処するもので、期限が限られている。減損会計の意味か?の土地含み益は、銀行の自己資本比率引上げに一時的には有利に働くだろう。しかし、土地価格が下落すれば、土地の再評価は逆に不利に働く。

次に分母となるリスクアセットを説明する。リスクアセットの主力は、貸出金である。 リスクアセットは、銀行の総資産の7割を占める。その他に、政府関係機関向け債権の10%、 金融機関向け債権の20%、住宅ローンの50%が加わる。貸出金を除くリスクアセットは 10%ないし50%だけが分母に加算されるのは、リスクが通常の貸出金よりも低いと見なさ れるからである。ところで、貸出金の算定に当たっては、不良債権を考慮しなければなら ない。不良債権の把握と償却が次の検討課題である。

(不良債権の意味)

回収が困難ないし不能となった金銭債権を不良債権という。これを借手の立場から見れば、事業の失敗等により借入れ債務が返済出来ない状態(過剰債務)を意味する。次はその例である。

事例 1 文京区の市街地再開発事業(100億円以上)

事業主は東海興業、融資銀行は北海道拓殖銀行。100億円以上の投資が行われたが、文京区の、と

²⁶ 「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布施行)。3条「次に掲げる法人で事業用土地を所有するものは、商法34条2号の規定にかかわらず、その事業用土地について再評価を行うことができる。本法は、銀行だけでなくすべての金融機関と商法上の大会社に適用される。土地再評価の記載方法は「財務諸表規則(改正)」で定められた。

^{27 (}銀行業の決算経理基準27)。

ある市街地再開発事業は挫折し放置されたままとなっている。東海興業は、会社更生法を申請、北海道拓殖銀行は破綻消滅した。北海道拓殖銀行の貸出金は不良債権であり、回収不能である(グループ 21,1998:14)。

事例 2 興銀、長銀の対そごう貸出金(1兆7000億円)

そごうの経営が悪化し、1997年2月時点で、そごうは4500億円以上の債務超過に陥った。そごうのメインバンクは興銀、準メインバンクは長銀。1998年10月、長銀は経営破綻により国有化された。2000年7月、そごうが発表した経営再建計画によれば、銀行団の融資総額は1兆7000億円、このうち6400億円の債権放棄が要請された(竹内2001:20-22)。

(不良債権の把握)

不良債権の把握方法としては、(図表7)に示すとおり、 リスク管理債権、 再生法開示 債権、 自己査定の三方法がある。このうち、は貸出金による把握、 は債務者よる把 握、 は債務者ごとに回収の難易度を把握したあと、保全状況に応じて債権を分類する方 法である。 の公表は、1993年3月のディスクロージャー強化に伴って始まったものであ る(高木・高月 2000: 168)。 の自己査定による分類は、古くから大蔵省検査、日本銀行 検査などに伴って実施されてきたが、従来は公表されるべきものではなかった。ところが、 不良債権処理と貸し渋りが政治問題化したのを受け、金融再生法が制定され、それに伴い 金融再生法によって の開示が定められた。なお、 は自己査定と称され、金融機関の自 主性を尊重する建前であるが、結局自己査定は検査官によって検証されるので、検査マニ の相互関連は、(図表8)に示した。 については、債 ュアル基準に従うことになる。 務者を要注意先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先に分類した上で、債権ごとに保全によ る分類を行う。II 分類は「個別に適切なリスク管理を必要とすると判断された額」 III 分 類は「損失の発生の可能性が高いが、その損失発生時、その損失額についての合理的な推 計が不可能な額」、IV 分類は「回収不能又は無価値と判定される額」となっている。以上に 分類されない額は、I 分類 = 非分類である。

(不良債権の処理)

不良債権処理とは不良債権を無くすことだと理解(誤解)されているようだ。会計処理としては、分類に応じて引当金を積むことになる。これを間接償却という。この方法では、不良債権は無くならない。引当金相当額は自己資本の減額となり自己資本比率を引き下げる。不良債権を無くする(オフバランス化する)には、不良債権の金額を確定した上で損金処理をしなければならない。これを直接償却という。その方法としては、(図表 10)に示したように、私的整理・法的整理、再建型・清算型・売却型がある。法廷に持ち込むにせよ、私的整理を行うにせよ、時間と労力がかかる。通常は、銀行自身が担保処分や保証人への請求などの手続きを行う。ところが、債権放棄ならば、時間はかからないし、銀行が一方的に行える。どの方法も自己資本を毀損する。売却による不良債権処理(サービサーへの回収管理の委託)は、アメリカで一般的に行われている方法を1999年2月から我が国

に取り入れたものである²⁸。この方法は、ちなみに売却額を債権額の 10 分の 1 にするなど低く抑えれば売却が早く進む。アメリカでは、返済が滞ったら迅速に処分するとの議論があるが、日本の場合には、再建の可能性を残しながら時間をかけて回収するのがこれまでの一般的な理解であった。

(分類ごとの引当率)

先ず一例をあげよう。2001 年 9 月大手スーパーのマイカルが民事再生法を申請した。多くの銀行が、自己査定においてマイカルを要注意先に分類していた。すなわち、貸倒引当金を 3-5% しか積んでいなかったと伝えられる。しかし、民事再生法の申請によってマイカルは破綻先となり、回収不能額が確定する。当初見積もりの 3-5%を大きく上回る貸出金100%が確定損失となる。

自己査定とは、マイカルの例で示したように、債務者ごとに保全の状況に照らして債権の回収見込み(=損失見込み)を事前に把握して置くことである。(図表 11 の引当率)および(図表 12)は、債務者分類ごとに保全(担保・保証)がどの位確保されているか、また保全のない部分について引当率がどの程度になっているかを示したものである。金融庁の集計(図表 12)では、保全のない部分の貸倒引当率は、要管理債権については 22.6%、破綻懸念先については 66.7%、破綻先・実質破綻先に対する債権については 100%となっている。(図表 11)の引当率は、金融庁が検査官に示した目安だといわれる。いずれにせよ、これらの数値が、検査官が銀行に期待する引当率の基準だと見なすことができよう。

(不良債権処理の税務)

ところで、上記引当率による引当金計上は、税法上の損金計算とは一致しない。その点を以下説明しよう。法人税法は、損金の計算に当たっては、「当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く」として、損金確定主義を原則としている(法人税法 22 条3 項二号)。しかしながら、貸倒引当金については、引当金勘定に繰り入れた金額について、一定の限度額のもとで債務確定前の損金参入を認める(法人税法 52 条)。

損金算入の金額は、債権の種類に応じて定められている(法人税法施行令 96 条)。その第1は、以下のイから八に該当する金銭債権である(96 条 1 項一号)。これを長期棚上げ債権と言う。これに関しては、5 年以内に回収が見込まれる金額を差し引いた金額を損金計上できる。

- イ 会社更生法 又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律 の規定による更生計画認可の決定
- ロ 民事再生法 (平成十一年法律第二百二十五号)の規定による再生計画認可の決定
- ハ 破産法 (大正十一年法律第七十一号)の規定による強制和議の認可の決定
- 二 商法 の規定による特別清算に係る協定の認可
- ホ イから二までに掲げる事由に準ずるものとして財務省令で定める事由

²⁸サービサー法の正式名は「債権回収管理業に関する特別措置法」(1998年 10月公布、翌年2月施行)。

その第 2 は、債務者につき債務超過状態が長期間継続するなどによって一部取立ての見込みがないと認められる債権(一部回収不能債権、同二号)である。これについては、取立ての見込みがないと認められる額の損金繰入が認められる。その第 3 は、会社更生法の申立などがされた債権(形式基準該当債権、同三号)で、その 50%相当額が認められる。その第 4 は、外国政府に対する債権で弁済を受けることが困難と認められる債権(外国公的不良債権、同四号)であり、その 50%が認められる。以上の 4 種を個別評価金銭債権と言う(法人税法施行令 96 条 1 頃)。個別評価金銭債権以外の債権を一括評価金銭債権と言う。一括評価金銭債権については、実績貸倒率を期末の一括評価金銭債権に乗じた金額を損金算入とすることが認められる(同条 2 項)。

以上で見たとおり、債権の分類および貸倒引当金の算定方法に関して、税法と商法会計・ 証取法会計・企業会計の間には相当の食い違いがある。言い換えれば、商法会計・証取法 会計によって貸倒金を損金算入しても税法によって否認される。すなわち、企業会計と税 務会計の間に一時的に差異が生じる。この一時差異を企業会計上で解決しようとするのが、 税効果会計である。税効果会計とは、将来見込まれる減税額を損益計算書上の「法人税等 調整額」として計上し、一時差異に係る将来の減税額見積もり額を「繰延税金資産」とし て処理することである²⁹。

IV 金融ビッグバンと新会計制度の評価

平成の金融危機は、バブル崩壊の結果生じた多額の不良債権発生(経済不況)に起因する。然るに政府と政府の代弁者達は、不良債権発生の根源的原因を明らかにすることなく、不良債権を処理すれば、問題は解決すると主張してきた。旧大蔵省を悪者にし、金融自由化を加速し、自己資本比率を導入し、時価会計基準を導入してこの金融危機を乗り切ろうとしてきた。その結果が、金融庁設置の行政機構改革であり、金融ビッグバンであり、早期是正措置や会計ビッグバンである。金融庁設置による検査監督型行政や情報開示は、それがどんなに強化されたにせよ、それ自体には不良債権発生を回避する力はない。また、早期是正措置や時価会計の導入も、不良債権を糊塗することはできても、その発生を回避することはできない。北拓、長銀、日債銀の破綻、あるいは、そごうやマイカルの破綻は、大蔵省の裁量行政や企業の情報開示不足の結果生じたものではない。もちろん、我が国の伝統的会計である原価主義会計の精でもない。

そもそも、行政改革、金融ビッグバン、早期是正措置、会計ビッグバンが、なぜ 1990 年代後半以降足早に導入されたのだろうか。その理由は、日米円ドル委員会(1983-84年)以降の日米交渉にある。世界第 1 位の対外純資産、世界第 2 位の国民総生産などを背景に、我が国は国際経済への貢献を求められた。具体的には、アメリカへの協力と追随である。

^{29 「}税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」会計審議会 1998 年 10 月 30 日

こうして、プラザ合意に基づく円高と低金利政策そして日米構造協議に基づく 430 兆円の公共投資などが、我が国 1980 年代のバブル発生とその後の崩壊をもたらした。もちろん、バブル発生・崩壊の原因のすべてを日米関係に求めることはできない。原因は、むしろ外圧を利用した国内政治とそれを支援した経済学者ないし経済学理論に求めるべきであろう。国内政治は、小さい政府、市場原理などの新古典派経済学の理論を利用した。そして、アメリカの諸制度を模範と見なし、広範囲にわたリアメリカの法制を取り入れようとした。しかしそれは、アメリカの大企業が要請するアメリカ法制への追随に過ぎない。構造改革路線に基づく諸政策は、企業再生のためのアメリカモデルへの追随であるかも知れないが、結果的には一般国民の福祉を犠牲にしている。例えば、リストラを奨励する法制の導入は、失業率の高騰をもたらし、成果主義・年俸制は、賃金引下げの口実を与え、早期是正措置は、地域経済の衰退を加速している。

早期是正措置と会計ビッグバンは、会計の継続性の原則、保守主義の原則等(黒澤1982:5-8)に照らし、欺瞞に満ちたものとなっている。自己資本比率算出の基礎となる自己資本には、前述の通り、補完的項目がある。この補完的項目には、有価証券の含み益と土地の再評価益が含まれる。ところで、有価証券や土地の時価評価額は、決して実現利益ではない。田中(1999:314-5)は、この点について次の例を挙げ批判している。「トヨタの株価は、1998年から1999年にかけては、3000円前後で推移している。豊田自動織機が売り出す株式2億株のすべてを、3000円前後で市場が吸収することなど夢物語である。金融商品会計基準30は、…夢物語に過ぎないのに、…時価で売れるというのである。」また、金融商品会計基準では、有価証券を売買目的の有価証券とその他有価証券に区分している。売買目的の有価証券の含み益は、益金に算入され課税対象となる。ただし、決算時に同じ有価証券を長期保有目的に変更すれば、益金算入は行われず資本の部に直接計上される。すなわち、区分を変えれば利益も税金も変わる(田中1999:325)。

土地³¹については、土地再評価法が 1998 年 3 月 31 日に急遽施行され、大会社³²、信用金庫、信用組合等の金融機関は「土地の再評価を行うことができる」と定められた。ただし、それは 4 年以内に一回だけ行うことができると定められている(土地再評価法 5 条)。これは、1998 年 3 月の公的資本注入に加えて、金融機関の自己資本増強を図るための極めて露骨な会計の変更であった。一回限りと言うのは、一度再評価をしたままその後の地価下落は斟酌しないでも良いと言う意味である(田中 1999:213)。土地の含み益で不良債権を糊塗するもので、証券取引法が原則に掲げる情報開示に反する(新井 1997:164-165)。会計基準の変更が恣意的、政策的に行われた一例といえよう。

結論を述べれば、金融ビッグバンおよび自己資本比率規制は、貸し渋りを引き起こし、

^{30 「}金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」企業会計審議会 1999 年 1 月 22 日

^{31 「}土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布、施行)の第3条。

^{32 「}株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」(1974年法律第22号)2条

地域金融を逼塞させ、地域経済を衰退させる効果を発揮している。また、新会計基準は、 元来欧米多国籍企業の利益を擁護するためのものであり、証券市場で外国投資家の資金を 得ようとする一部大企業の利益に沿ったものである。金融制度の研究、会計制度の研究が、 一部の利益のために行われるのではなく、地域社会と庶民の観点を忘れずに行われること を期待する。

(参考文献)

新井清光「日本の企業会計制度 - 回顧と展望」『早稲田商学』1997年7月

糸瀬茂『銀行のディスクロージャー』東洋経済 1996 年

遠藤孝・成田修身『現代会計の制度構造』ミネルヴァ書房 1990 年

加藤寛(監修)『わが国税制の現状と課題』大蔵財務協会 2000 年

黒澤清『解説企業会計原則』中央経済社 1982 年

櫻田照雄「日本の銀行会計制度改革の現状と課題」山地秀俊『日本型銀行システムの変貌 と企業会計』神戸大学経済経営研究所 2000 年

澤邊紀生「金融制度調査会答申におけるディスクロージャーの論理」山地秀俊『日本型銀行システムの変貌と企業会計』神戸大学経済経営研究所 2000 年

自由国民社編集部『債権回収の法律知識 - 改定新版』自由国民社 2001 年

鈴木竹雄『商法第七版』勁草書房 1991 年

鈴木竹雄·竹内昭夫『会社法第三版』有斐閣 1984 年

須藤正彦「不良債権とはどういうことか-その方的基礎」『銀行法務 21』2002 年 1 月号~6 月号

田中弘『時価主義を考える』中央経済社 1999 年

服部栄三・北沢正啓『商法第8版』有斐閣 2001年

前田庸『会社法入門』有斐閣 1999 年

松沢智『租税法の基本原理』中央経済社 1983 年

柳川範之・柳川研究室『不良債権って何だろう?』東洋経済新報社 2002 年

山地秀俊『日本型銀行システムの変貌と企業会計』神戸大学経営研究所 2000 年

行本康文『よくわかる貸し渋りのメカニズム』中央経済社 1998 年

若杉明『現代制度会計論』 税務経理協会 1984 年

(主な参照 HP)

金融庁、財務省、預金保険機構、日本銀行、全銀協、法令データ提供システム